

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------|
| 10 | 介護保険に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉田町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県吉田町長

公表日

令和5年9月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|---|
| ①事務の名称 | 介護保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | 介護保険法に基づく保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務の実施 ① 被保険者に係る届出の受理、審査及び届出に対する応答に関する事務 ② 被保険者証又は認定証に関する事務 ③ 介護給付、予防給付、市町村特別給付及び第一号事業支給費の支給に関する事務 ④ 要介護・要支援認定及びそれらの更新・変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 居宅介護サービス費、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 保険給付の支払方法の変更、支払いの一時差止め、保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑧ 地域支援事業に関する事務(①から③まで及び⑨に掲げるものを除く。) ⑨ 地域支援事業に係る利用料に関する事務 ⑩ 保険料の徴収及び賦課に関する事務 ⑪ 資料の提供等の求めに関する事務 |
| ③システムの名称 | 介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、高額合算システム、中間サーバー、バックアップシステム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム |

2. 特定個人情報ファイル名

介護資格ファイル、介護保険料ファイル、特別徴収ファイル、介護認定ファイル、介護補足給付ファイル、介護負担区分ファイル、給付実績ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、口座情報ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|---|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条 別表第一 68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 |
|--------|---|

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | |
|---------|--|
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (照会できる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二 93、94、95の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 (提供できる根拠規定) 番号法第19条第8号及び別表第二における第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等情報」が含まれる項 |

5. 評価実施機関における担当部署

| | |
|----------|------------|
| ①部署 | 福祉課 介護保険部門 |
| ②所属長の役職名 | 福祉課長 |

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|-----|---|
| 請求先 | 総務課 行政部門 静岡県榛原郡吉田町住吉87 TEL 0548-33-2132 |
|-----|---|

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-----|---|
| 連絡先 | 福祉課 介護保険部門 静岡県榛原郡吉田町住吉87 TEL 0548-33-2106 |
|-----|---|

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年9月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年9月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | |
|---|--------------|--|---|
| [基礎項目評価書] | | | <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | [○]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | [○]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 8. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 | [○] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和1年6月19日 | IV リスク対策 設問2、3-1、4、5、7 | 2、3-1、7 十分である 4 委託していない 5 提供・移転しない | 2、3-1、7 十分である 4 委託していない 5 提供・移転しない | 事後 | |
| 令和2年9月1日 | I 1②事務の概要 | <p>③ 介護給付、予防給付、市町村特別給付及び第一号事業支給費の支給に関する事務 ④ 要介護・要支援認定及びそれらの更新・変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 居宅介護サービス費、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 保険給付の支払方法の変更、支払いの一時差止め、保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑧ 地域支援事業に関する事務(①から③まで及び⑨に掲げるものを除く。) ⑨ 地域支援事業に係る利用料に関する事務 ⑩ 保険料の徴収及び賦課に関する事務 ⑪ 資料の提供等の求めに関する事務</p> | <p>③ 介護給付、予防給付、市町村特別給付及び第一号事業支給費の支給に関する事務 ④ 要介護・要支援認定及びそれらの更新・変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 居宅介護サービス費、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 保険給付の支払方法の変更、支払いの一時差止め、保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑧ 地域支援事業に関する事務(①から③まで及び⑨に掲げるものを除く。) ⑨ 地域支援事業に係る利用料に関する事務 ⑩ 保険料の徴収及び賦課に関する事務 ⑪ 資料の提供等の求めに関する事務</p> | 事後 | |
| 令和2年9月1日 | II 1 いつ時点の計数か | 平成31年9月1日 時点 | 令和2年9月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年9月1日 | II 2 いつ時点の計数か | 平成31年9月1日 時点 | 令和2年9月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | II 1 いつ時点の計数か | 令和2年9月1日 時点 | 令和3年9月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | II 2 いつ時点の計数か | 令和2年9月1日 時点 | 令和3年9月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年9月1日 | I 4② 法令上の根拠 | (照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 | (照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 | 事後 | |
| 令和4年9月1日 | II 1 いつ時点の計数か | 令和3年9月1日 時点 | 令和4年9月1日 時点 | 事後 | |
| 令和4年9月1日 | II 2 いつ時点の計数か | 令和3年9月1日 時点 | 令和4年9月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年4月1日 | I 1③ システムの名称 | 介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、高額合算システム、中間サーバー、バックアップシステム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム | 介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、年金集約システム、高額合算システム、中間サーバー、バックアップシステム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム | 事後 | |
| 令和5年9月1日 | II 1 いつ時点の計数か | 令和4年9月1日 時点 | 令和5年9月1日 時点 | 事後 | |
| 令和5年9月1日 | II 2 いつ時点の計数か | 令和4年9月1日 時点 | 令和5年9月1日 時点 | 事後 | |